平成２３年（フ）第８７号
鹿児島県奄美市名瀬平松町１番地１　３―102号
債務者　安田　順子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第２２０号
長野県中野市大字江部1160番地１　南部中央荘６号
債務者　土谷　芳彦
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８８号
京都市北区西賀茂下庄田町17番地
債務者　石原　洪造
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８９号
京都市北区西賀茂下庄田町17番地
債務者　石原君子こと　石原紀美子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１６号
京都市山科区栗栖野打越町８番地60
債務者　中田　進二
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０２号
京都市右京区太秦安井春日町10番地　ホームタウン104号室
債務者　渡邉　千紘
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１２号
京都市伏見区深草大亀谷八島町17番地１　エスペランサ藤森Ⅰ206号
債務者　吉田　聰治
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３２号
京都府宇治市神明宮東11番地の１　ヒルズシンメイ602号
債務者　長田　成美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
奈良県五條市住川町675番地
債務者　欅　　泰司
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２０８号
松江市うぐいす台１番10号
債務者　金坂　直子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５２号
広島県江田島市江田島町小用２丁目20番19号
債務者　田川　一好
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１５６号
広島県竹原市竹原町2477番地２
債務者　唐口　芳樹
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１６４号
広島県呉市仁方本町１丁目24番30号
債務者　小足　　惠
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１６５号
広島県呉市広大新開２丁目８番30号
債務者　行友恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２８６号
福岡県久留米市野中町698番地２
債務者　山内　幸二
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３７６号
大分県別府市船小路町２番29号　岩田材木ビル207号
債務者　弓削　茂雄
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３７７号
大分県別府市船小路町２番29号　岩田材木ビル207号
債務者　弓削　純子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３１号
富山市藤の木園町228番地
債務者　石田　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
富山地方裁判所民事部